

郡山市水道事業給水条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月6日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第11号

郡山市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(郡山市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 郡山市水道事業給水条例(昭和41年郡山市条例第21号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(工事の施行)</p> <p>第11条 給水装置工事は、事業管理者又は事業管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、事業管理者が他の水道事業者(法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。)</u>又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者(次項において「他の水道事業者等」という。)が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により指定給水装置工事事業者又は他の水道事業者等(以下「指定給水装置工事事業者等」という。)が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ事業管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、給水装置工事しゅん工後に事業管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>2 事業管理者は、<u>指定給水装置工事事業者等</u>に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> | <p>(工事の施行)</p> <p>第11条 給水装置工事は、事業管理者又は事業管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。</p> <p>2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ事業管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、給水装置工事しゅん工後に事業管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>2 事業管理者は、<u>指定給水装置工事事業者</u>に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>3 (略) (給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 事業管理者は、給水装置が<u>指定給水装置工事事業者等の施行した給水装置工事に係るものでないときは、給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が水道法施行令第6条に定める基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</u></p> | <p>3 (略) (給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 事業管理者は、給水装置が<u>指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が水道法施行令第6条に定める基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</u></p> |
|--|---|

(郡山市簡易水道事業給水条例の一部改正)

第2条 郡山市簡易水道事業給水条例(昭和42年郡山市条例第76号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、<u>事業管理者又は郡山市水道事業給水条例(昭和41年郡山市条例第21号)第11条第1項本文の指定給水装置工事事業者(次項において「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、事業管理者が同項ただし書の他の水道事業者等(次項において「他の水道事業者等」という。)が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定により<u>指定給水装置工事事業者又は他の水道事業者等(以下「指定給水装置工事事業者等」という。)が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ事業管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、給水装置工事しゅん工後に事業管理者の工事検査を受けなければならない。</u></p> <p>3 (略) (給水管及び給水用具の指定)</p> | <p>(工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、郡山市水道事業給水条例(昭和41年郡山市条例第21号)第11条第1項の<u>指定給水装置工事事業者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。</u></p> <p>2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ事業管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、給水装置工事しゅん工後に事業管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3 <u>指定給水装置工事事業者について必要な事項は、事業管理者が定める。</u></p> <p>4 (略) (給水管及び給水用具の指定)</p> |

第8条の2 (略)

2 事業管理者は、指定給水装置工事事業者等に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第32条 (略)

2 事業管理者は、給水装置が指定給水装置工事事業者等の施行した給水装置工事に係るものでないときは、給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が水道法施行令第6条に定める基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(郡山市下水道条例の一部改正)

第3条 郡山市下水道条例(昭和45年郡山市条例第34号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p><u>(排水設備等の工事の施行)</u></p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事は、上下水道事業管理者が指定した郡山市下水道工事指定店(以下「工事指定店」という。)により行わなければならない。ただし、<u>災害その他非常の場合において、上下水道事業管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)</u>の指定を受けた者に排水設備等の工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。</p> | <p><u>(排水設備等の工事の施工)</u></p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事は、上下水道事業管理者が指定した郡山市下水道工事指定店(以下「工事指定店」という。)により行わなければならない。</p> |
| <p>(占用)</p> | <p>(占用)</p> |
| <p>第19条 (略)</p> | <p>第19条 (略)</p> |
| <p>2 上下水道事業管理者は、前項の占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、同項の占用の許可を受けた物件(以下「占用物件」という</p> | <p>2 上下水道事業管理者は、前項の占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、同項の占用の許可を受けた物件(以下「占用物件」という</p> |

。)で次に掲げるものについては、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件

3 (略)

(特別使用に係る工事)

第21条の3 特別使用の許可に係る工事は、特別使用者が施行しなければならない。ただし、特別使用者は、上下水道事業管理者が特に認める事由があるときは、上下水道事業管理者に当該工事を行うよう求めることができる。

(工事指定店の指定)

第21条の5 上下水道事業管理者は、前条の規定により申請した者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、工事指定店の指定をするものとする。

(1) (略)

(2) 専属の下水道排水設備工事責任技術者（公益財団法人福島県下水道公社が排水設備工事の設計及び施行に関して技能を有する者として認め、登録した者をいう。）を1人以上有すること。

(3) (略)

2・3 (略)

。)で次に掲げるものについては、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件

3 (略)

(特別使用に係る工事)

第21条の3 特別使用の許可に係る工事は、特別使用者が施工しなければならない。ただし、特別使用者は、上下水道事業管理者が特に認める事由があるときは、上下水道事業管理者に当該工事を行うよう求めることができる。

(工事指定店の指定)

第21条の5 上下水道事業管理者は、前条の規定により申請した者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、工事指定店の指定をするものとする。

(1) (略)

(2) 専属の下水道排水設備工事責任技術者（公益財団法人福島県下水道公社が排水設備工事の設計及び施工に関して技能を有する者として認め、登録した者をいう。）を1人以上有すること。

(3) (略)

2・3 (略)

(郡山市農業集落排水施設条例の一部改正)

第4条 郡山市農業集落排水施設条例(平成4年郡山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(排水設備の工事の<u>施行</u>)</p> <p>第9条 排水設備の新設等の工事は、郡山市下水道条例(昭和45年郡山市条例第34号)第7条本文に規定する上下水道事業管理者が指定した郡山市下水道工事指定店により行わなければならない。<u>ただし、災害その他非常の</u></p> | <p>(排水設備の工事の<u>施工</u>)</p> <p>第9条 排水設備の新設等の工事は、郡山市下水道条例(昭和45年郡山市条例第34号)第7条に規定する上下水道事業管理者が指定した郡山市下水道工事指定店により行わなければならない。</p> |

場合において、上下水道事業管理者が同条ただし書に規定する他の市町村長の指定を受けた者に排水設備の工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。

(特別使用に係る工事)

第19条の3 特別使用の許可に係る工事は、特別使用の許可を受けた者が施行しなければならない。

(特別使用に係る工事)

第19条の3 特別使用の許可に係る工事は、特別使用の許可を受けた者が施工しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。